

在はつきりした人員はわからないのでありますが、あの付近の一帯に住んでいる大体の朝鮮人の数というものは、二百五十名くらいではないかと考えております。そのうち現在地に登録されております者が、わずかに九十八名ないし百名くらいでありまして、あとの百五十名というものは住居不定の者でありまして、所々方々を転々として、いわゆる渡り鳥的に転々として歩く者でありまして、従つてそこに定住しておるものはごくわずかでありまして、百名内外であらうかと思ひます。これらの朝鮮人は主としてやみ屋、かつき屋——俗にかつき屋と申しまするが、やみ屋をやつたり、あるいは売春宿を提供したり、あるいは客引が主でございまして、比較的まじめなものはカフエーあるいは一ぱい飲み屋などを経営いたしてあります。これはきわめて小部分であります。

〔委員長退席、綴治委員長代理着席〕

なおそのほかに今国際マーケットのあります付近に——浅草公園の付近でありますが、その辺に約百名くらいの朝鮮人が住んでおります。なおそのほか六区に約四百名ほどの朝鮮人が住んでおります。大体業態は売春婦であるとか、客引あるいは古漬屋、露店等を経営いたしてあります。露店は主として皮革製品だとかあるいは石けんとか、あるいはゴムぐつ、ゴム製品等を販売いたしてあります。

それで、大体におきまして、この朝鮮人の思想問題でありますが、指導力を有する主要人物というものはほとんどないようございまして、あまり統制はとれず、まち／＼な行動をとつ

ているようであります。中には昨年の三月二十日台東会館接収に際しまして、これに参画いたしました若干暴行を働いた者も少数いるようでありまして、大部分北朝鮮地域の旧朝鮮系に属するものと見られております。非常に附和雷同性の強い、過激な性格を有するものであります。ただ今回の事件につきましては、私も事件発生の際過かましまして、偶発的な事件でございまして、別に計画的にかかる暴行をやつたという事はちよつと考えられないのであります。ただ彼らの胸中には意識的には思想傾向として、多少反米的な傾向もあつたかと考えられるのであります。今回の事件に限る限りは、私も私としては単に偶発的な事件であらうという見解を持つてゐるわけでありまして、

なお本事件はたゞいまCIDが責任を持つて捜査をいたし、処理してありますので、日本警察としては、CIDの命令により捜査に従事し、活動いたしてありますので、私がたゞいま申し上げました以上のことは証言でしかないものでありまして、これ以外に必要なことには対応しては、さらにまたCIDの指示を受けた上でない御答弁でございまして、その点ひとつあしからず御了承願ひたいと思ひます。

○押谷委員 この付近はたゞ十二階下だと思ひ得ておりますが、ここを中心といたしまして、多数北朝鮮系の人たちが居住している状況は御説明によつて明らかですが、この付近一帯は反米機運が相当盛んであつたように聞いておりますが、その点はどうでござい

か。

○田中参考人 たゞいまお話の点につきまして、現在国際マーケットの前後にいわゆる反米ビラとおぼしきビラが相当貼付されておりました。従ひまして、やはり私が前に説明いたしましたごとくに、その大部分はいわゆる旧朝鮮系に属する人々でありまして、従ひまして、思想的にはさうな傾向を持つてゐるものが多かるうと考えております。

○押谷委員 この付近に当夜、朝鮮人本国送還反対であるとか、人民民族戦線のビラが張られておつたと聞いておるのであります。その点、さういふ事実はお調べになつておりますか。

○古屋参考人 お話の点は、当夜さういふのが特に張られておつたとは考えておりません。ただ朝鮮人の集団地域でありまして、従ひまして、軍事基地反対とか、さういふようなビラが張つてあつたことは私も現場へ参りまして知つておりますが、当夜張られたものとは考えておりません。

○押谷委員 この朝鮮人騒動に関係いたしまして、先般上十條の集団暴行事件で、警視廳監にお尋ねをいたした際に、東京の治安はまかしくてくれというやうなお話でありましたが、実はこの事件が起りましたから、たしか昨日であつたと思ひます。が、澁谷において米国人のバイヤーに対して朝鮮人らしい者が暴行を加えたというやうな事件が起つたように聞いたのであります。が、これをもしお調べになつておれば、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○古屋参考人 お話の点は新聞記事でも拜見しておるのでありますが、はたして朝鮮人であるかないかという点に

ついては、今調査中でありまして、バイヤー風の男がさういふやうなことがあつたといふことを情報として聞いておるのであります。はたして朝鮮人か日本人かといふやうな問題につきましては、目下調査中であります。さう御了承願ひます。

○加藤(充)委員 今の話で大体わかつたことは、新聞などの報道によりますと、朝鮮人マーケット、朝鮮人マーケットと言われているのですが、総監が言われたように、俗称は国際マーケットといふところなんです。それからさうお尋ねしたいのは、さういふやうなもの、裁判権といふやうなもの、同時にそれに付属した捜査権といふやうなものがアメリカ進駐軍の職権管轄に属することはわかるのですが、さういふやうな事件、事案といふものが起きますときには、向うさんの職権だといふことになりまして、日本の警察といふやうなものは、あるいは犯罪捜査機関といふやうなものは、自主的な独自の捜査は全然おやりにならないことになつて、おやりにならない方針を

おとりになつて、やめるのですか。

○田中参考人 かやうな事件が起りました際には、日本警察として独自の立場で犯罪捜査を中止することはございせん。事件発生と同時にただちに關係当局の方へ連絡をとりまして、場合によつては關係当局のただちに現場への出動を申請し、または電話指揮または書面指揮、口頭指揮、いかなる形式を問はず、その指揮によりまして、日本警察側としてさういふ措置をとらねばならぬといふことを關係当局に話しまして、その承認のもとに日本警察として、必要に足つた十分なる措

置をとることにいたしてあります。従ひまして、日本に裁判権がないからといって、犯罪捜査もしくは犯人検挙を放任するといふやうなことは絶対にやつておりません。

○加藤(充)委員 そうすると、下請的な捜査以外にさういふ独自の犯罪捜査をやりましたときに、日本の警察が捜査の結果判明したあるいは到達した結論なり、結論に至る事実關係なり、事情、動機、原因といふやうなものについて、もしかりに別個の結論が出た、あるいは別個の、それと全然對蹠的ではないけれども、違つた事實關係といふやうなものが出ました場合に、それはどういふ措置で、どういふ形を持つものなのか、承つてみたいと思ひます。

○田中参考人 今私が申し上げましたのは、犯罪発生と同時に瞬間的に日本の警察がいかなる措置をとるかといふことについて申し上げたのでございまして、あるいはCIDの捜査官が現場に出動するか、あるいは出動しない場合に、あるいはCIDの捜査官が現場に出動したとしても、必ず緊密なる連絡を保持いたしまして、そして以後はCIDの指揮命令によりまして、日本の警察がこれに協力をして捜査をするという建前になつておりますので、關係當局の方の意見と日本警察の意見が食い違つて、双方両極端の結論が出るというところは絶対にあり得ないのであります。同じ方針のもとに、同じ方向に向つて捜査に日本警察が協力するといふ建前になつておりますので、たゞいまお話のやうな両極端の結論が出て来るといふことは、過去におきましてその例がございせんし、おそらく今後もしやうなことは絶対になからうと

確信をいたしております。

○加藤(充)委員　そうすると、自治権といつてはおかしいですが、下請的になつて、その補助機関となつて捜査その他に当るといふことになつたやうですが、お伺いしたいのは、殺傷の場所にいた、殺傷の被害を受けた六名の米兵の氏名あるいは軍隊における階級あるいはその所属部隊というやうなものを、わかつておつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中参考人　まだ日本警察側にはわかつておりません。また一部はわかつておりますが、それはちよつと日本警察側としてここで申し上げることのできぬことでもありますので、お含みおきを願ひたいと思ひます。

○加藤(充)委員　私どもの聞いたところでは、一人は黒人といつてはおかしいですが、いわゆるホワイト・カラーではなくして、あの五人がホワイト・カラーの人たちだつたといふのですが、そういうところはいかがでしようか。

○田中参考人　その点もちよつと申し上げかねるであります。

○加藤(充)委員　それではこれは何の目的である時刻に、あの場所に出て参つた米兵なのか。あるいはどういふ要件でその現場にいたのかというやうな事柄はいかがでしよう。

○田中参考人　日本警察側に、米兵についてこれを開きたたす権限がございませんで、いかなる目的を持つてそこにいたか、日本警察側にはどうも判明いたしかねます。

○加藤(充)委員　それではあなたがやりになつたところだけをお聞きすることにしましよう。新聞によると約五

十名の者が、これは大橋總裁のきのうの当委員会における発表の中にあつたのですが、その場にいた約五十名の者を同行して目下取調べ中であるといふのですが、警察側がいろいろな情報でかけつけましたときに、現場にいたのは一体何名ですか。

○田中参考人　現場にいた数は、はつきりいたしておりませんが、いろいろの群衆、やじうまと申しますか、そういうものを入れたならば、おそらく私は二百名、あるいはそれ以上の者がおつたのではないかと考えておりますが、一応事件に關係ありと認められた者だけ、九十四名を署に來てもらつて一応調べたわけでありまして。

○加藤(充)委員　その一応という目安でおつかまへになつた九十四名という者は、どういふ手続でおつかまへになつたのか、あるいはいつかまた場所あるいは時刻といふものは、どういふ方法で、どこでおつかまへになつたのか、それを承つておきたいと思ひます。

○田中参考人　連行した場所は現場からであります。連行いたしました場所は浅草警察署であります。連行いたしましたことは、CIDの命令によつて警察として連行いたしましたわけですが。

○加藤(充)委員　そうすると九十四名が現場から連行されたといふことにお聞きしたいのですか。

○田中参考人　さうであります。

○加藤(充)委員　そうすると警察がかけつけたときには九十四名やはり犯罪的な状況にあるという状態で、いわゆる現場に九十四名いたといふことになつたのですか。

認められる居住者、それを合せて九十四名でございます。

○加藤(充)委員　それでは逮捕状なんか見る機会があれば、これは明らかに報告書でわかることなんですが、現場でおつかまへになつた人間は一体何人です。それから現場以外のところで事件の発生後、相当たつた時刻において検束した人間は何人なのか。

○古屋参考人　大部分の者が通称国際マーケットと称します現場付近から、CIDの命令で警察に連行した。それ以外の者はほとんどないといつてもいいのでありますが、若干はやはりそういう命令であるから連行した者もございまして。大部分の者は国際マーケットと称するところの現場におつた者であります。

○加藤(充)委員　私は今もじやうだんに言つたのですが、あれは夜分に行くところまで一時、二時過ぎから、アメリカ人のように行つた方がいんだといつて、じやうだん口が出たほどで、けさは見て参つたのですが、旧十二階下のあそこから松翠閣という問題の自動車のある場所は相當の隔たりがあると思ふのであります。今までの発表によりますと、大体自動車近所までやつて来て、いわゆる松翠閣の前の自動車のあつた付近が現場だといふふうに私も理解するのですが、その場所からひつぱつて行つたのではないのですか。

○田中参考人　私どもの現場と考へている区域は高本といううちの前から自動車が行き止まりになりまして、自動車が停止いたしました。他のタクシーを拾つて行つた、その間がいわゆる現場と認められる場所なんです。

○加藤(充)委員　これは私のきよう質問する本筋ではないのですが、たとえばきのう大橋總裁の話を聞きますと約五十名の者に同行を求めて、しかも任意出頭の形だといふやうな調子の強い言葉を聞いたし、それは約五十名であつたといふやうになつて、今お聞きしますと九十四名も一網打盡に明け方関係もなく安眠しておる者をその床の上からひつぱつて行つたといふやうなことも私どもは聞いておりますので、またそういう数字も出て来ておりますので、これは重大事件ではあります。しかしながら重大事件だからといつたところで、やはり日本の警官が検束し、あるいは拘留するにはやはり日本の国内法に基いたものでやるべきだと思ひますし、よしんばアメリカ軍の指揮の中に置かれまして、理由なしにただこちらの見込みでひつぱるといふことはあり得ないし、あり得べからざるやうに思ふのであります。ただ必要だといふことで手当り次第にひつぱるといふことは進駐軍といへども世界人權宣言の中に規定されている人權の保障は、やはり尊重されるべき筋合いのものであるし、そういうことも人權宣言の中にも書いてありますし、こゝういふやうな中の中にもきつめて重大な事件ではある。責任のある事件ではあるけれども、基本的人權の侵害といふやうなものがあつたのでは、これはたいへんなことになつて思ふからお聞きするのです。

○古屋参考人　今お話がありました進駐軍の命だから云々というお話がございましたが、このときは現場に進駐軍が参つておりました。その方のCIDの係官が参つておりました。その命令

によつて連行したのであります。大体私どもとしても全然容疑のない人はひつぱるといふ意見もございませんで、大体容疑のあると認められる者をば、しかも進駐軍の命によつて警察に連行したのでございまして。

○加藤(充)委員　この付近の朝鮮人一般が北鮮系であるとか、旧朝鮮連系の者であるとか、そういうやうなことから反米的空氣が一般に強かつたといふやうに言われるのですが、こゝういふやうに判断した理由といふものは、今言われたやうな理由だけで反米的だといふやうに御判定になつたんですか。

○田中参考人　お答えいたします。国際マーケットのところ並びにその付近には、いわゆる反米ビラを認められるものが無数に張つてございまして。現在もなおかつその痕跡が十分認められるのであります。かかる点から相當反米意識のあつたといふことは、われわれには一応認められるのであります。それからなお占領軍の行為につきましては、先ほど私が説明いたしました中にもちよつと申し上げたのであります。台東会館接収の際に、いわゆる集団暴行を行いました者も、この地区の中には若干はいるのであります。従いましてそうしたものの意識がないといふことは言えぬわけでありまして。ただ今回の出来事に関しては、これは偶発的事件であるといふことだけは、はつきり言えると思ひます。

○加藤(充)委員　私は帝都の治安の元締めをされておるあなたが、反米的だといふことで責任を転嫁されるのは、至つて卑怯であるといふことを、現場に行つてあそこの二、三の人に会つただけで、私はきようさういふ確信を

得て参つたのであります。実はあの辺が反米的だつたかどうかは知らぬのですが、非常に警察が、米兵あるいは進駐軍関係の人々に対して無気力である。何回警察に行つても、その方に積極的な取締りをしてもらえないという様な機運、あるいはそういう機運を醸成してあるという事を、あなたはお感じになつていませんか、あるいは知つておいませんか。

○田中参考人 現在米兵に對する關係は、日本警察側に裁判権がございせんので、かりにも米兵側に何か不法行為等がありました場合にございましては、当然日本警察側としましては、MPの要請を求め、MPに一応取締りをお願いする。しかしまた事態が窮迫せる事態でありまして、相手方の生命身体にも危害を及ぼすという様なおそれのある場合におきましては、当然現場におきまして日本警察官としても、これを防止するために、適當なる措置を講じて得る権限は持つておるのであります。ただちに今日日本警察側がこれに對して措置をとるといふことは、軍人軍属に關する限りは、日本側としては現在権限を持ちませんので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(充)委員 亂暴してゐる現場であれば、MPやその他に通報したのであれば、遅れるといふ場合においては、裁判権はなくとも逮捕して、しかるべくMPその他のものに手渡すといふ権限は、日本の警察、敗れたりといふことも持つてゐるはずだと思ひますが、いかがですか。

○田中参考人 今私が説明いたしましたように、相手方の生命身体財産に對して窮迫せる事態にありまふ場合においては、日本警察側としまして、それれに對して適當なる措置ができるのであります。

○加藤(充)委員 それではこういう事実はあなたは元締めとして御存じになつておるかどうか。

○田中参考人 私はまだそういう報告は存じておりません。

○加藤(充)委員 それからこれはごく最近の三月十四日のことであります。きよら私が行つて確かめて参つたので、間違ひはないのです。浅草芝罘町の一の六番地、國際劇場の横の石原さんという家、刀陽堂という屋号で印刷店をやつてゐる日本人の家ですが、ここに夜の十二時からその翌朝の朝の零時ちよつと過ぎるまでの間に、國際劇場のわきにサロABCというものがあつた。

それで石原さんの弟が裏から出て、交番に訴えた。あの交番は私も知つておりますが、そうしたところが交番では、相手があちらさんでは困るというので、相手にしてもらへなかつたといふことを、今朝私は石原さんのところで確認して来たのです。が、こういう事実はどうですか。

○田中参考人 はなはだ残念であります。私は実はそのこまかい事実の二、三についてただいませつかくお話がありましたが、まだ知らないものであります。さういふことのありました場合には、警察としましては、日本警察側が出てよい場面でありましたならば、ただちに出来まして、適當な措置を講ずるか、あるいはむしろMPに要請

をして、MPによつて適當なる措置を講じた方がよい場合におきましては、MPに要請をいたしまして、しかるべき措置を従来は講じておるのであります。

○加藤(充)委員 それでは警察におおそれながら訴えて、それで警察官が出て来ておりながら、どうもしなかつたという実情が、今年の三月十八日の午後四時ごろあるのですが、これを御紹介して決意を促したいと思ひます。

それで近所の者がたいへん困つて、警察に届けたところが、さつそく浅草署の署員と第六方面部隊の合計約二十名の人があつた。結局――あつたから見まわつて、保護には當つたのでしようが、さうやつて取押えなといふ間に、結局最後には、本間さんといふ鼻緒商人のところへ行つて、

これではせつかく警察に届けても、出動に及んだのではありますけれども、結局どうにもならない、不可抗力だ、しかたがないといふことで、みす／＼そこで暴行がなされておるのを黙視したといふ事実があるやうであります。こういうやうな事実は浅草署、第六方面部隊の方から、あなたのお耳に達しておりませんか。

○田中参考人 いろ／＼こまかいお話がございまして、お話の実情は私よく存じておりますが、警察としましては、一般の民衆に非常な危害を及ぼすといふやうな場合におきましては、ただちにそれに対して措置を講ずるところであります。従来も再三やつておるところでありまして、またそれだけの権限を持つておると考えております。従

つて今お話のやうなことは、あるいは警察としても万全の措置を講じておつたが、向うが酔らつておるために、さういふことをしたのではないかと考へておりますが、おそらく警察がついております以上は、そのなかつた者がそのまま逃げるとか、さういふことは、絶対にないといふことは考へております。この点は十分ひとつあとで調べてみたいと思ひます。

○鑑査委員代理 加藤君に御注意申し上げますが、議會でも、進駐軍の私行に關することは、相當注意せねばならぬことだと思ひますから、そのつもりで発言をなさつていただきたい。

○加藤(充)委員 そういふやうな幾多の事実が、最近の事例を拾ひましてもあの近所にあつたとして、警察に行つたところではさういふやうな考え方な人が出て、警察何するところぞといふ氣持に一般がなつて来ますと、それは亂暴な者に對しては手がなないといふ形になる。しかしながらそれは警察がだめだといふことに對する氣持の一般化でありまして、警察自体がやるだけのことをやらないで、ほうつておいて、この氣持を反米的だといふやうに断定して、さうして今度のやうな事件が起ると、結局その人々を一切合財疑ひをかけて、一網打盡にひつぱりまくるといふやうなことになつたのであります。これは日本のために、また日本に住む人々のために、たいへんどうも本末顛倒したことになる。結果はさう／＼悪い結果しか出て来ない。責任のあるところを明確にされて、や

る必要があると思ひます。いたづらにさういふやうな機運を反米的だといひ、朝鮮人強制送還のビラがあつたからといつて、どうもあれは朝鮮人が反米的な氣持でやつたのだらうといふやうなことは困ると思ひます。本質を明らかにしないうらみを強くするのでありますが、その点をひとつ責任を明確にしたいと思ひます。

○田中参考人 私が申し上げましたのは、その付近に住む朝鮮人がどういふ思想系統を持つておるかといふことを、これは本事件と切り離して別個に御説明申し上げたのであります。今回の事件がただちに反米思想であるかどうかといふことは、私は申し上げてないはずであります。従ひまして今回九十余名を署へ同行したということも、何もそれが反米事件に關係するといふやうなことは全然ないのであります。今回の暴行致死事件に關係があるといふことだけで同行したのでありますから、その辺だけはひとつはつきり御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(充)委員 私は警視廳にはその問題についてはそのくらゐにいたしておきまして、ぜひひとつ責任を明確にしていただきたいことがあるのであります。前々会以来當委員會におきまして、三月七日のあの十條における朝鮮人の亂暴事件といふやうなものが問題になつたのであります。そのことはさておきまして、当日の午後の二時ごろですか、松本久彌といふ日本ニユースのカメラマンが、いぶんな亂暴を受け、手記によれば、それは明らかに日本の武裝した警官にやられたのだといふことを言われております。私のところに陳情に来て、これは松本君がとつた写真ではありませんが、わきの同僚のカメラマンがとつた写真がありま

す。安全な場所でも撮影していたのに、保護のために検束したということが答弁の中にありましたが、これを見て、も、どうも検束をされた、あるいは検束どころではなく、殴打をされるような状況のもとに撮影が続けられておつたとは、考えられないのであります。私はここで明らかに切望してやまないのですが、ずいぶん武装した警官が出て来る。秩序のために武装が必要だということが強調されて、武装されていますけれども、結局ちやうどドイツ語で例を引きますと、にくまれ者のおおかみがししの前に出されると、そこにはもうおおかみらしい本質を失つた、卑屈さだけがでて来る話を、ドイツ語の話の中で幾多私はぶつかるとあります。こういうふうなニエース・カメランのカメラを取上げるといふようなことは、ずいぶんあつたようでありまして、私のところへ来た人たちが経緯から訴えていたが、報道班の人たちが報道の職務に従いつつある中に、人体に危害を受けるというとは、二・二六事件のときにもなかつたと言つております。これほど武装して、これほど元気のいい日本の警察官が、もつと自主的な立場で、何もぶんなぐるとか何とかいうことではないのですが、ししの前のおおかみのような態度でなしに、法に許された範囲で今少し自主権の擁護と、当然の職務の執行をおやりにならなければならぬと思う。最近の警察は弱者に対してはずいぶんいじめますけれども、こういうふうなほんとうに警察でなければだれもやつてくれないようなことで、その真価を発揮できない。こういう事態が瀰漫している

ところに、このたび国際マニフェストのあいつりふうな問題が出たのではないか。それは朝鮮人がやつたかどうかはわかりませんが、発表の段階でもないでしょうが、多分朝鮮人の集団を中心にしたものがやつたのだらうというニエース発表がありますが、そういうふうなものは、事の根本の起る原因という深いものをえぐり出さずに、ただ出て来たものだけを処罰する、あるいは片づけるというだけでは、これは治安の根本的な問題は片づかないと思うのであります。この点について松本久彌君の問題について、警察官がやつたのだというところの告訴、あるいはそういう抗議が、あなたのところへ届けられているようですが、その後いかがでしようか。

○田中参考人 先般の上十條におきます朝鮮高等学校の校内における松本カメランの傷害事件につきまして、私は、先般の法務委員会におきまして、私から度々御説明申し上げたので、大体おわかりであらうと考えておりますが、警察側といたしまして、もしかりに警察官がさような傷害事件を起したということならばゆゆしき問題でありますので、当時出勤いたしました警察官側につきまして、十分に調査を進めたのであります。警察官で暴行したというものは全然該当がないのであります。ただ当時非常な騒ぎの間にありまして、あるいは朝鮮人の投げつけた器物、石塊その他が、不幸にして松本君の頭上につかつたのではないかと、あるいは松本君自身も、警察官がやつたんだということはつきり言つておられないのであります。そ

ばにだれがおつたかと言つたときに、警察官がおつたのだというところは言つておるのであります。しかしこれも松本カメランが非常に重傷で苦痛のようであつたので、すぐ警察官が飛んで行つて、松本カメランをかかえ込んで、そうしてある程度愛護しておつたというところは一応考えられるのであります。松本君自体が警察官がやつたとは言つていないのであります。さう御了承願います。

○鑑治委員長代理 加藤君に申し上げますが、大橋法務総裁は二十分ないし三十分という約束で来てもらつておりますが、もうその約束の時間が過ぎますから、法務総裁に質問があるならその方をやつてください。

○加藤(充)委員 この二月二十七日の東京新聞の記事によりますと、「熱海で四名殺傷された」という見出しのもとに、在日兵站司令部渉外局発表の記事が出ておるのであります。これは二十六日熱海市の日本人ホテルで米軍将校ロバート・W・ヘッツラー大尉、第五騎兵連隊D中隊附ウィラーF・W・ウィリス大尉、第八兵站病院勤務は、日本人柴井良之助を射殺、本木常根、舞原深、渡辺厚三に負傷を負わせた(横浜)ということなんです。これについて大橋さんの方で情報を入手されたか、あるいはこの事件の真相というふうなものを、調査の結果お知りになつておればお聞かせ願いたいと思ふ。

○大橋國務大臣 二月二十六日熱海に起りました事件につきましては、米軍当局におきまして、これの調査を継続いたしておられるのでございまして、私もその調査に全然参画いたしておりません。従いましてその内容につきましては、渉外局の発表を承知いたしておるだけでございまして。

○加藤(充)委員 あれはなぜ帳場の番頭が射殺されたか、あるいは負傷させられたりしたかという原因関係、あるいはまた軒並みかどうかはわからぬのですが、初島館というところと幾代館という二軒の旅館に起きた事件であるというふうな事柄も御存じはありませんか。

○大橋國務大臣 本事件につきまして、渉外局発表以外に何ら通報を受取つておりませんので、関知いたしておりません。

○加藤(充)委員 そういう態度をさつから問題にして、私は田中さんという自由があるとかないとか、適當であるかどうかというふうな判断は別個の問題として、これは朝鮮人の問題ではないのであつて、熱海の旅館で起きたことである。相手は米軍の将校なのであります。その原因とかいふものを発表しないとは別として、どういふことでそういうことが起きたかというところとは、新聞記事にもなつておられる。治安の総元締めをもつて任じておられる大橋さんが全然知らぬ、存じませんというのでは、不見識きまりないと思ひます。その点についてはつきりした御返答を伺つておきたいと思ひます。知つておることを言えないということ、全然知らないという無責任なこととは違ふと思ひます。

○大橋國務大臣 この事案につきましては、米軍当局が管轄権を持つておるのであります。米軍当局において調査をせられております。従いまして日

本官憲といつたしましては、これに關與いたしておりません。従つて公式に申し上げる資料は何ら持つておらないという事実でございまして。これは別に發表いたさないという意味ではなく、現在の状態においてはさうに相なつておるということ率直に申し上げた次第であります。

○加藤(充)委員 そうすると、調べてはおるが発表はできないし、また発表は適當でないということなんです。それとも全然知りません、存じませんということなんです。

○大橋國務大臣 日本側におきましては、調査をいたしておらないということでございます。

○加藤(充)委員 これは発表ができるできないは問題ではない。調査する意図がどうかとかいふ問題を離れて、朝鮮人ではなく、日本人が数名射殺されたり、ビストルのたまをぶち込まれたりしておるのでありますから、やはり自主的に調べるだけは調べる。そして国内治安の根本的な対策を立てる。いたずらに共産党の非法化を考へておるというだけでは治安対策ではないと思ひます。進んで日本の治安対策を考へられる必要があると思ひます。大阪あたりでは三年ほど前に、敦賀で米兵が暴行したとかいふような壁新聞を書いたり、出版物を出したために、数名の者が延数十年の判決を国内裁判所及び軍事裁判所を受けたのであります。やつぱりそういうことは好ましいものではないとするならば、その原因というものを徹底的に調べる必要があると私は思ふ。それからもう一つは、そういう事件が起つてから二、三年た

ちますが、最近になると、これはただ悪口ではございません。大阪の方の新聞にはほとんど毎日、外人ないしは米兵の自動車強盗というふうな記事が出ております。そしてその日暮しの運ちゃんやんは安心して夜の仕事には出られないというふうな状態になつておりますので、そういう方面から日本人の受ける被害、また一般的に言へば、そのために乱れる治安ということから、生命身体あるいは財産の保護ということについて、積極的におやりになるべき必要があると思つて、ただ職権がないから知らぬというのでは、事は済まされぬ。切捨てごめんでは泣くのはただ人民だけだということでは、大橋さんの職責が全うされたとは思われぬので、その点重ねて確かめておきたいと思う。

○大橋国務大臣 御承知の通り、犯罪の捜査にあたりましては、官憲といったしましては法令に従つてこれをなすことが必要と存するものであります。従いまして今日連合国軍隊の将兵の犯した罪につきましては、日本政府におきましてこれを捜査、起訴いたしまする権限がないことに相なつております。これはさういふ趣旨の日本側の政令が出ておりますので、当局といたしましてはこの政令に従つて行動をいたしておるのであります。

○加藤(充)委員 それではこれでやめますが、もしそういう被害で、米兵でもなし朝鮮人でもない日本人が受けておりますものを警察に届け、あるいは警察が不可抗力だからしかなかない、あきらめた方が得だぜというふうなことで、納得し切れないという問題がいろいろ出て、あなたの所へでもその被害の事情をたくさんかどうか知りませんが、報告して、適当な処置を講じてもらいたいという要望書なり陳情書なり申入れがありまして場合には、あなたにそれをどういうふうにか裁き、治安の総元締めとしてのあなたの責任をお果しになるか、またそういうふうなことを絶滅するのにはどうしたらいいとお考えになつておるか、この点を最後にお聞きしたいと思ひます。

○大橋国務大臣 陳情書が出ましたらば、十分に拜見をいたしまして適切な処置をとりたいと考えております。

○加藤(充)委員 その適切な処置が、捜査権がない、裁判権がない、しかたがないのだ、政令がございましてということでは、これは私も適切な処置としては受取れないのでございまして。被害をこうむるのはあなたではないので、そういうふうなことで日本人の被害者は泣き入りということに相なると思ふが、進んで何とかなさるお気持ちがあるのか。ただ現行の制度でもよくごらんになつて適当な措置をするということでは足りないのじやないかと思ふのですが、どういう方法が今許されているのですか。

○大橋国務大臣 身体、財産に対して緊急迫る侵害がありまする場合におきまして、その犯行者に対して逮捕したすことは、警察といたしまして相手方の何人たるを問わないわけでございます。ただ事後この事件について公訴を提起するということになります。これは日本の裁判権に服する者でなければならぬのであつて、その他の者であります場合におきましては、占領軍のそれ／＼の官憲にこれ

を引渡しまして、連合軍の手によりまして適当なる処置が行われることに相なつておるわけでありまして。

○加藤(充)委員 そういうふうな資料なり、被害なり、事件の実態をGHQのセクションに持つて行くというふうな道は講じてはないのであります。○大橋国務大臣 事件の発生に際しまして、現在実際やつておられます手続をいたしましては、この事件の内容について明らかなりました事項を詳細に連合国軍の憲兵司令官に通報をいたしまして、その措置を待つということに相なつております。

○加藤(充)委員 これは私が経験したことなんで、民事的な問題でしたが、大阪府の北河内のある村で、百姓がのらへ仕事に行く途中、道路を横切つたか道路を通つて行く間にジープに当たられた。これは終戦直後でした。それで私が近所に住まつておつたもので、それから私のところへ相談に來た。死体にくれ／＼の布切れが置いてありまして、それに横文字が書いてありまして、それをたどつて行けばわかるだらうと思ひましたから、私の方では、あの当時まだ大阪府庁の中にあつた渉外局の方へこの布切れを持つて行つて、未亡人は子供があつて気の毒だつたので、何とかといふわけを話を申入れましたところ、結局その布ひらに署名がないといふことだけでだめになつた。それで未亡人はほんとうに悲惨な生活になつちやつた。おやじさんがそういう形で突然死んだものですからお家騒動が起きちやつて、未亡人ははお出されるという始末になつちやつたのです。今の手続の話はわかつたのですが、最近そういうふうなことをやつ

て、そしてそのことがGHQの方でいれられて、その被害が実質的にカバーされた、あるいはその被害を與えた者が処分を受けたとかいうような実例が、あなたがそういう申入れをされた事件の中であつたら一、二聞かせていただきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 ただいま実例として申し上げる事項を記憶いたしておりました。

○加藤(充)委員 それじやおやりやつたことがあるのかないのか、ここで確認するわけにいかないと思ふのですが、腹をきめて、あるいはい／＼考へて、これは手続しなければならぬなと思ひになつたのは、今あなたがおりやになつておる実績から、あるいは今許されておるんだといつた手続から見ると、その数は多くないと思ふのですが、その数の多くなかりやうな件数の中から、その実例を、しかも被害者は日本人で、あなたがたのところへ処置がないから持つて來たんですから、その個人、その案件としては非常に切迫した重大な問題であるが、そういうふうな実例を思ひ出されないといふに至つては心細い感じを強めるのですが、どんなものでしょうか。

○大橋国務大臣 私は実はこの事務を實際に取扱つておるまいので、それで申しかねるのですが、幸いに警視總監が見えておられますので、警視總監から申し上げることにいたします。

○田中参事官 私からかわつてお答えいたします。實際問題としてそういう事件が起りました際には、MPがただちに出勤をいたしまして犯罪捜査に従事いたします。そして犯人を捜査いたしまして逮捕いたします。そのほか

もし損害等があつた場合におきましては、MP側におきまして被害者を呼びましてよく実情を調査いたしまして、もし損害賠償などで話がまとまるものは双方の話をまとめたりなどいたしております。

それからまた交通事故等におきまして、被害者がありまして場合におきましては、家族に對しまして十分に慰藉の方法等を講ずるというふうなことをMP側におきましても相当努力をいたされております。

○加藤(充)委員 それではお伺いしますが、露ヶ岡のモーター・プールの要員齋藤重郎という四十五歳になる男が、殴打されてか何かで死んだというふうなことになるておりました、しかもこれが公傷ではないというので働き先からは何ら見舞金も補償金ももらえない、こういう事件があるやうですが、そういうふうな事件について御存じか、もしそういうことについてあなたの方へでも申し入れられれば、かわいそうな遺族は、事の真相がはつきりすれば何とかなるものか、それを聞いておきたい。

○大橋国務大臣 かような案件につきましては、日本政府の部内にこれを処理すべき機関があると存じます。法務府にはございません。他の省にあるはずでございます。他の官庁の係になつております。

○加藤(充)委員 どうもたよりない。どうかで何とかなるはずだといふだけの話では、家族や被害者はまったく困ると思ふのです。こういうふうな困る者をそのまま見のがすことは、大きな意味でも、差迫つた意味でも、治安確

保のためには好ましくない問題だと思ふのです。そういう問題は、このごろ相当数が多いのであります。きのうでしたか、自由党の古島委員が埼玉県の一例を引いてお伝えしたと思うのであります。あゝ、ああいう事例が多い。殺したの悪いのにきまつておりますが、殺したとすれば、それが悪い／＼と言ふだけでなしに、殺した原因は何だ、一体どうしてそういうことが起きたか、というふうな事柄について、自主的に、日本人らしい感覚で調べて、そして善後策を講ずるなり進言をするなりしなければ、問題は片づかぬと思ふのです。まん中にはさまつて、悪いことをしたのは朝鮮人だ、あるいは悪いことをしたのは日本人だ、お前は出過ぎたからなぐられたんだ、お前は出過ぎたことをやつたから強姦されたのだというふうなことは、結局問題は片づかぬ。あなた方はそういう意味で、反米分子であるとか、反米ビラだとかいうようなことばかりでなく、原因はどこにあるのか、従つてまた責任はだれが持つべきものか、その責任の所在を明確にする努力が自主的になされなければ、朝鮮人の——朝鮮人と言つてはおかしいのですが、浅草の千束町の国際マーケットに起きた事件のような遺憾なことが、今後もまた／＼——大橋さんがある方面へ何回も頭を下げなければ問題は片づかぬというふうな状態が、私がけさ行つて見ただけでも、千束町のあの付近にたくさんあるのですから、この点について責任を持つた処置をしていただかなければならないと思ふ。それで、今そういう被害の現状をどうするか、対策はどうするかという問題がありましたときに、現行犯の

ときに、それを逮捕だけする権限はあるという。しかしさつき日本堤の鼻緒屋さんの話に出て参りましたような事例になると、武装警官なり何なりが二十人ほどいらつしやつてくださった、けれどもまあ／＼ということをやつて、間に被害が起つたというふうな事例が出て、そのまま逮捕しないから行つてしまふ、あとになると、捜査権はございませんといいふことになつたのは、まづたく切捨てごめんのことになつてしまふと思ふ。もし大橋さんや田中さんがききよう御答弁になつてゐるような処置しか日本人にはないのだということになりまふと、被害の現場において現行犯が起きているという場合には、日本人みづから、被害者みづからがこれを防衛し、これを排除するといふ、現実的な行動に相ならざるを得ないと思ふのであります。

もう一つ、私はこういうふうな問題になりますと手続がないのであります。から、大橋さんにお伺いするのですが、正当防衛というふうな問題は、やはり占領下においても、原因が原因であるならば、緊急不正の危害に対してみづから守るといふことであるならば、日本人でも朝鮮人でも、あるいは米人でも同じでしようが、人間一般として、個人として、自分の生命身体に加えられる危害に対して、十分に救済の方法もないとなれば、みづからこれを拒否し、みづからそれを防衛する正当防衛といふものは、この場合においてもつばに成立するのではないか。これはりくつではありませぬ。現実の生命、身体、財産に対する危害を防衛する、あるいはそれを回復する手続が不十分な実情と関連すれば、より以上

に正当防衛というものは、人類の一般的な感情なり本能の上に立つた原則的な問題だと思ふのですが、こういう点はいかがでしよう。

○大橋國務大臣 先ほど損害の賠償の要求につきまして、他の官庁と申しては、要求はありますが、これはおそろく特別調査庁あたりがそれに該当するのじやないかと思ひますが、(厚生省だ)と呼ぶ者あり(厚生省でございませうか)——地方官庁といたしましては、都道府県知事がこの仕事を担当いたしております。従ひまして、さういふ道が国内的に備わつておるといふことをまず申し上げておきます。

それから、實際日本に管轄権のないことによつて犯罪が遂行せられておるといふ場合におきまして、急迫な危害を除くために、当然これを現場において逮捕するといふことは、警察に許された権限であることは、先ほど申し上げた通りでございしますが、その場合におきまして、被害者の側にとつて自己の権利を保護するための正当防衛の措置がどうであるかという御質問でございしますが、この正当防衛という觀念は、ひとり日本刑法において存在いたしますばかりでなく、外国の刑法におきまして、この觀念は存在いたすものであります。あらゆる場合におきまして、急迫不正の侵害に対しましては、当然やむを得ざる措置として正当防衛権は認めらるべきものであらう、かように存する次第であります。

○世耕委員 ちよつと関連質問を……先ほど加藤君の質問に対して大橋總裁が御答弁なさつておられました、総括的にそばで聞いておりますと、何だか米人が切捨てごめん、

その場合にはどうにもしようがない、傍観するよりしかたがないのだというふうな感をわれ／＼は與えられたやうな感じがするのです。実は私は終戦直後でありましたか、横浜で憲兵總司令官に會つたことがあります。そのとき、憲兵總司令官の話では、米軍といふのもあるいは米人といへども、不都合な行為があり、犯罪を構成するやうなことがあつたら、遠慮なく言うて來てほしい、公正な処置をするからといふことを聞いたことが私にあるのであります。そういう意味で、むろんただちに逮捕して裁判する権限は與えられてないであらうけれども、犯罪の内容並びに逮捕に協力するといふようなことは、常識的に考へて十分連絡あると思ふのですが、その点はどうでございませうか。もうそういう問題には全然傍観的な態度であるかどうか。なぜそういうことをお尋ねするかとすると、アメリカ軍は切捨てごめんだ、どうにもしようがないのだというやうなことを宣傳して、かえつて反米宣傳をやつていふ向きが相当あるのではないかと。その点をむしろこの際總裁の口から明確にしたいだいた方がいゝのではないかとと思ひましたから、ちよつとお尋ねしたのであります。

○大橋國務大臣 世耕委員の御質問はまことにごつともでございします。連合国の軍隊に属します將兵の犯罪、あるいは連合国人で、連合国占領に公に付随する者、またはその職務に服する者、あるいは公務を帯びて日本に來ておる連合国人、こういう人たちに對しては、日本に裁判権がない、従つて日本の檢察官が、これを日本の法廷に起訴することもできないといふこと

は、すでに法令によつて明らかにはなつておるのでございします。しかしながら、いかなる犯罪に對してしましても、国内に起る犯罪に對して、現実にこれを防衛し、またこれによつて生ずる結果に對して、できるだけ適法な措置を講じさせる、これは日本の檢察官並びに警察官の当然の職責でございまして、ただいま御質問にございましては、ごく、現行犯におきましてはこれを逮捕する、また現行犯にあらざる場合におきまして、その犯罪の事情について十分に調査をいたし、必要な捜査をなし、そしてその結果日本に管轄権のない人の犯罪であるといふ場合におきましては、これを連合国の官憲に通報いたし、その手によつて適法な措置を仰ぐ、こういうことに相なつておるわけでございまして、警察といふものは、もとより連合国軍隊に属する人たちの一切の犯罪に對してしまし、日本側として当然必要な捜査をいたし、その結果によつてこれを連合国の官憲に通報いたしまして、これに對する処分を求める、こういうことに相なつておるわけでございまして、決して切捨てごめんというやうなことが、占領地たる日本において断じて許されてない、かように確信をいたす次第でございします。

○田中参考人 私から數行的に世耕委員の御質問に對して答弁いたしたいと思ひます。ただいま大橋法務總裁から御答弁がございまして、大体はおわかりかと存じますが、私も首都の治安を責任をもつてやつております者といひまして——現在東京都内におきまして、やはりそういう事件がひんびんと起つております。この場で具体的に

事例を申し上げるのはいかにかと存じ
ておりますが、りつぱに警察官が不
法行為をやつた米兵を逮捕して、これ
を憲兵当局に護送した例も相当あるの
であります。ただ連合国の軍人、軍属、
それらの者が他人の生命、身体、財産
に不法な侵害を加えて、しかもその場
に陸軍の憲兵が居合せなかつたときに
おいては、随機应变の措置としてこれ
を逮捕して、ただちにこれを憲兵当局
に引き渡すというような措置になつて
おります。警視庁管下におきまして
も、日本警察が単独でこれを逮捕して、
ただちに憲兵当局に引き渡したとい
う例が再三ございますので、この辺
だけは、決して切捨てごめんではない
ということをおひとつ御了承願いたい
と思ひます。

○加藤(充)委員 一人であまり長いこ
とやつてもしょうがないですが、今の
大橋さんの御答弁だと、さつき田中さ
んのお話になつたことと少しもや／＼
して来たので、最後に確かめたいと思
うのであります。裁判権がないといふ
こと、それから現行で、MPがおつた
りおらなかつたりした場合にでも、逮
捕ができなかつたという場合におきま
しても、やはり日本の警察として、被
害の起きた事実関係を調べるといふ
ことは、先ほど田中さんはできない
いんだと言つたのですが、大橋さんの
話では、それができる、ただそれを突
き出したり、あとから逮捕に行つたり
することは問題かもしれぬが、先ほど
は、調べて適当な措置をとることはで
きるんだと言われたのですが、その点
もう一べんはつきりしておきたいと思
ひます。

○大橋國務大臣 もとより日本側に裁

判権がございませぬ。従ひまして、刑
事訴訟法上の日本國政府に属しまする
強制処分を行つたといふと勾留とか
逮捕とか、こういうようなことは一般
的にはできません。しかしながら、そ
れ以外の強制力を伴はざる捜査の仕事
につきましまして、これは日本側にお
いても十分になし得るのが建前でありま
す。例外といつたしまして、強制力を用
いて逮捕をするとか、あるいは強制処
分をするという場合は、先ほど警視総
監の述べられましたごとく、生命、身
体、財産に対する急迫の危険が現にあ
ります場合においては、現場において
犯人を逮捕する、こういうことを認め
られておるわけであります。

○鑑査委員長代理 加藤君、約束の時
間がよほど過ぎておるのですが、あと
の人もありますから、これで終りにし
て下さい。

○加藤(充)委員 すぐあとの人に譲り
ます。

それでこのたびの事件について、大
橋さんは責任の当局として、きのうの
委員会でも、まことに恐縮でおそれ多い
ことだ、おわびしなければならぬとい
ふことを言つておりました。が、そ
れはそれなりとして当然のことであり
ましようが、古島さんも言われたよう
に、それからききようごく最近の一、二
の例を申し上げて、その自主的な積極
的な処置を強く希望したのでありますが、こ
れだけの例を見ましても、こういう問
題が起るたびごとに、また今度の事件
ではありませぬけれども、大橋さん並
びに田中さんは、やはりいろいろ／＼な未
解決のままに残されてゐるものがある
つて、被害者である日本人——朝鮮人
にもありますが、そういうような者に

対して、責任が十分でなかつたといふ

ことをこの機会を通じて深くわび、そ
うしてさらに自主的な責任のある態度
を明確にする必要があるのじやない
か。わび方が一方には足りない、そう
いうふうなわび方では、治安維持の自
主的な確立にはどうも不十分だとい
ふ気がするものであります。しかもまた自
衛といふことでいふん武装をかため
られて、通信連絡の方法も機械化され
た。しかしこういうかんじんかための
ときに、向うが兇器を持つていて、日
本人は敗戦國民で、ちよつとそれに手
が出ないといふようなときにこそ、武
装された自衛といふものが、まさしく
機動性を發揮して活動するべきなの
であります。先ほど申し上げました
ような松本久彌君の問題、最近の事例
だけを見ても、武装力の発動の相手方
が違ふ。弱者にはぶんなぐりほうだ
いといふようなことになつたのでは、
武装した警察隊といふものは、さら
に昔の軍隊や、昔のフアッシュ時代
の警察と少しもかわりない。弱者は
じめられ、強いところはやらぬとい
ふようなことではだめだ。大橋さんは
法務總裁ですから言うのですが、昔
島惟謙が大審院長をしていて、大津
事件のときに、ずいぶん保守的な氣持
であつたかもしれぬが、皇子と皇帝と
違ふといふことで、やはりそれなりに
日本人らしい毅然たる裁判をやつて、
護法の神と言われたことを、今思ひ出
す必要があると思ふのです。その爪
あかを染にされることをここにお勧め
するわけなのであります。こういうよ
うな状態が続きますと、また講和條約
ができて、あるいは外国の軍隊が来
る、進駐軍が来る、それに対しては治

外法権だということになつて、処置な
しといふようなことで、武装した警察
予備隊その他日本人の金のかかつた武
装といふものが、結局日本人にだけ向
けられ、弱者に向けられるといふよ
うなことになるのでは、てんで取返
しがつかぬし、本末顛倒もはなはだし
いものだと思ひます。このたびの事件
が起きたことに対して、再三再四
反省されて、最も責任のある、そ
して根本的な治安といふものの先頭に
立つ必要があるものであります。その立
ち方が不十分だとするならば、こうい
う問題は残念ながらただ陳謝するだけ
では事は治まらぬといふことを、私は
きよう浅草へ行つて参つて、まだきよ
うの委員会の問答を聞いて、強く感ず
るものであります。私の質問なり意見
はこれで終ります。

○鑑査委員長代理 加藤君の発言につ
きまして、後刻委員長において速記録
を取調べた上、不適當と認められるも
のがあれば、適当に処置いたします。

世耕弘一君

○世耕委員 大橋總裁に二点ばかり簡
單にお尋ねいたします。それは犯罪の
捜査と犯罪の予防といふ点についてど
ういふふうな考えをお持ちにおられ
るか。どうも事件の内容をちよい／＼な
がめてみますと、後手々々とまわつた
ような感がある。この点について犯罪
の予防といふことをむしろ重点に置か
なければならぬのではないか。犯罪
の予防に重点が置かれたときに、初め
て犯罪の捜査が完全になつて目的を達
するのが早いのではないか。最近の状
況から觀察いたしますと、神戸事件、
名古屋事件あるいは東京に起つた事件
等も、ある程度予防可能ではなかつた

かという点があるのではないかと。この
点について、将来犯罪の予防といふこ
とについて新しい構想があるかどうか
といふことが第一点。

もう一つは、犯罪が発生してから捜
査すると非常な費用がかかる。むしろ
予防において公益が維持され、経済的
にも有効であるといふ点を考えて、犯
罪の予防といふ点についてお考えを伺
つておきたい。

それから新しい憲法並びに刑法に基
いて、人權擁護におびえて、かえつて
人權侵害の機会を與えやせぬか。こ
ういふことが捜査の上に相当い／＼な
問題を残しておりはせぬか。そういう
ことを片づける意味において、何か新
しい構想があるかといふことを伺いた
い。

それから最後にもう一点は、いつか
この委員会でも発言を求めたと思ひ
ますが、非常事態における國民の權利
義務であります。今日の國際情勢並び
に日本の國情から見ても、非常事態発
生の場合に、國民はいかなる義務と權利
を持つかといふことを考えておかなけ
ればならぬと思ひますが、何かこれにつ
いて御用意があるか、あるいは研究され
ておられるかどうか。二、三學者の間
にも議論があるようでありますが、ま
たまじめな研究も遂げられておるよう
であるが、法務總裁としてこれにつ
いてどういふ御見解があるか、この点伺
つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 お答えを申し上げま
す。第一点といたしまして、犯罪の發
生した後にいかに、費用を使つ
て捜査に力を入れるよりも、いさし
く犯罪の予防といふ点に重点を置く
よりはなにかといふ御質問であつたと

存するのであります。この点はまったく同様に存する次第でありまして、神戸事件その他のもの／＼の事件の捜査におきまして、これらの犯罪の内容をできるだけつまびらかにいたしまして、将来の予防上参考となるべき事項がありまして、十分これを将来において活用したい、かような考えを持って捜査を進めておるような次第であります。もとよりかような犯罪の捜査において得られる知識ばかりでなく、社会一般のいろ／＼な実情に十分留意をいたしまして、今後におきましても、あらゆる角度からかような犯罪を予防するようにいたしたい、かように存することを申し上げさせていただきます。

第二点は、人権擁護も必要であるが、人権擁護が極端に主張される結果、かえつてそのことが人権の侵害を惹起するおそれはないかという点でございます。この点は新刑事訴訟法が制定されました当時においても、日本の現在の実情から、捜査その他の能力から見まして、人権擁護ということも非常に大切であります。しかしこれがために、實際上犯罪の捜査を不可能ならしむる、従つてかえつて人権の侵害を多くするという機会がありはしないかという点も、ぜひ問題になつたことと存するのであります。その後検察当局といたしましては、できるだけこの新刑訴の運用に習熟して、人権擁護と犯罪の必罰というのを調和させるために努力を続けて参つたのでありまして、最近におきましてようやく新刑訴の運用もやや翌熟いたしました。犯罪の捜査にあたつても相当能率を回復いたしたつてあるように見受けら

れるのであります。しかしながらなお現在の日本の社会の実情から考えまして、現在の刑事訴訟法がはたして人権擁護と犯罪の防遏という上から言つて適切であるかどうかという点につきましては、なお考究すべき点が多々あると存じますので、ただいま法務府として研究を続けておるような次第であります。もしこの研究の結果、必要があるということになりましたらば、将来国会におきまして新刑事訴訟法改正の問題をお取上げ願いたい、かように存しております。

第三には、非常事態における国民の権利義務であります。これは従来の諸国の実例から見ても、非常事態におきましては、平素において認められる国民の基本的権利というものが、そのまゝ認め得るやいなやという点になります。これはいろいろ／＼研究を要すべき点があるかと存するのであります。諸国におきましては、ある種の基本的権利を一時的に制限するといふような措置も、場合によつては必要ではないかと存せられるのであります。この点はしかしなお当局といたしまして、一般的にさう考へておる程度でありまして、具体的にこの問題を取上げて研究を進めるといふ段階に至つておりません。しかしながらただいま承りまして、この問題は、非常事態といふものが決して日本にとつて夢のやうな遠い問題ではないという情勢がだんだん近づきつつあるように存せられますので、今後におきまして特に力を入れて研究を続けて行きたい、かように存する次第であります。

○世耕委員 よく了承いたしました。ただもう一点つけ加えておきますが、警察予備隊の組織の中に、非常事態発生の場合に、総理大臣に非常事態宣言の権限が付與されておることが規定されておるようであります。私がただいま申しました非常事態における国民の権利義務というものは、結局暴動が起つた、警察官ではどうにも始末がつかぬという場合に、当然国民がその警察隊に参加してその暴動を鎮圧する義務があるといふことが、外国の憲法その他の條章にあるのです。日本が非常事態といふことを構想する場合に、当然これは具体的に検討されてなくちやならぬはずである。その点についての御用意があるかどうかといふことをひとつ伺つておきたい。権利といふよりもむしろ義務の方に重きをおいてお尋ねしたいやうなわけでありまして。

○大橋國務大臣 ただいま具体的な準備はないといふ点につきましては、義務についても同じでございますが、この問題を今後研究するにあたりまして、ただいま述べになりましたことと義務といふ問題をも、あわせて研究さしていただきたいと思います。

（鐵治委員長代理退席、委員長着席）

○安部委員長 次に少年院法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますから、これを許します。武藤嘉一君。

○武藤（嘉）委員 少年法と少年院法との関係をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○宮城参議院議員 少年院法と少年法との関係と仰せになりますと、今度改

正の法案と、将来において改正されるかもしれない少年法との関係と仰せになるのでございますか。

○武藤（嘉）委員 さうであります。○宮城参議院議員 これは直接の関係はないのでございます。ちよつと重ねてつけ加へさせていただきますけれども、この少年法は今年一月一日から年齢が引上りまして、十八歳から満二十歳までの子供を少年法によつてまかなうことになつておりますので、自然今度改正されますところの少年院法も二十歳まで引上りましたので、このいれものの点について問題が起つたのでございます。そういう関係はあると思ひますが……。

○武藤（嘉）委員 提案理由のうちに入つておりますように、在院の期間を六箇月から一年に延長されるという案になつておりますが、矯正教育の方は六箇月でどのくらい成績が上るとおぼしめすか。その辺をお答え願ひたいと思ひます。

○宮城参議院議員 御存じの通りになかなか手ごわい子供たちでございますし、ことに年齢が引上つて二十歳まで上りますと、質も量もたいへん問題でございますが、そういう子供たちに対しては六箇月ではとうてい矯正保護の目的は十分達せられないことなのでございまして、この法案の提案理由のところでも御説明申し上げましたように、保護少年の仮退院までの期間が、今まででございまして平均九箇月余りになつております。九箇月余りのごとく目的を達しられたとは申されませんが、できるだけ長い期間を預かつて矯正保護したいのでございましてすけれど

も、しかしこれにはいれものや経費などの都合もございまして、せめて六箇月を倍にしてという意味で一箇年といたしたのであります。一箇年たてばことごとくの子供がよくならないことは、はつきり申し上げられないと存じております。

○武藤（嘉）委員 私の選挙区でこの間少年院におります子供が――年齢を記憶しませんが、子供といひまして、十七、八歳だろうと思ひます。同じやうに入つて居る仲間を、ナイフでたしか二名ぐらいたたき殺した、死んだのは一名だと思ひますが、一、二名を殺した事件があるのです。こういうのは、さう簡単には――例外はありますが、非常に困難だと思ひますけれども、これに対する政府の御意見はどうですか。

○古橋政府委員 ただいま御質問の事件は、岐阜県にある各務学院の事件だと思ひます。最近少年院に收容している少年の中には、非常に性格も兇暴でありますし、また重い犯罪を犯して入院する者がふえて参りましたために、各務少年院で起りましたやうな事件が、二、三にとどまらず起つておるのでございます。終戦前の少年院の教育と、今日の教育との間には、困難の度において非常な差異がございまして、職員一同非常に苦心の存するところでございます。従ひまして、この少年を真に改善教化いたしますためには、従来のやうに短い期間では、なかなかその目的を達することができません。どうしても在院期間は長くなつて参る傾向にございまして、このたびの在院期間の延長も、さういふやうな関係から出るのでございませ

す。なおそのほかに新少年法の建前が、少年を刑務所に收容するよりも、少年院に收容することに重点が置かれて参りましたために、勢いさうな傾向に拍車をかけて参つております。従いまして当局といたしましては、悪質な少年につきましては、やはり一罰百戒という意味で、やむを得ず少年刑務所に收容するやうな手段も講ずるとともに、良質な少年につきましては、それら悪質な少年からの感化を避けて、十分りつばな教育がなされるやうな環境をつくりたい、かように考えておるのでございます。

○武蔵(審)委員 非常に悪質な少年が戦後相当に入つておるのであります。が、それについて檢察側の御意見では、判事さんの方へ渡すといひますか、裁判所へ渡すよりも、悪質な場合は、どうも悪質と申しますか問題であらうと思ひますが、悪質な場合は、むしろ檢察の方で取調べをやり、檢察の方で一応かたをつけて行く方が、犯罪の矯正の点から妥当でないかという意見が相当出ているやに聞いておりますが、これに対する政府の御意見はどうでございますか。

○古橋政府委員 新しい少年法は、非常に大きな理想のもとに、少年の年齢を二十歳に引上げ、そして少年拘留監のかわりに、少年保護鑑別所を充てる等、画期的な制度を樹立しておるのでございますが、これは理想としてまことにりつばなものでございます。その他の事柄が付随いたしまするなれば、まことにけつこうな次第だと思ひるのでございます。ところが終戦後の財政の關係からいたしまして、この大きな理想

を持つた少年法を運営するためには、いささか予算の面で欠くるところがございまして、従いまして家庭裁判所の構成、またこれを收容いたしまする少年保護鑑別所の施設、あるいは少年院その他の收容保護施設の整備の点におきましては、この理想にまだそぐわない点が多岐に多いのであります。従いまして、さうな点から生まれまするいろいろの不便な事柄が、一々犯罪という点で、社会の治安にいろいろの摩擦、影響を與えて参つておるのでございまして、そういたしまして、従来治安の面に最も堪能な檢察官が直接起訴権を持つておつたのに反しまして、この新しい制度におきましては、まず裁判所の審理を遂げました上、起訴すべきものだけ檢察官へ逆送するというこゝとなつております。その間身柄の授受等にいろいろの不便が参るとともに、捜査にもいろいろの不便が出て参りました。また治安維持という面につきましては、裁判所と檢察官との間の考え方にある程度の差がございする

ために、従来ならば起訴せられて参りましたやうな事件が、起訴せられないというやうなことも起きて参ります。従いまして、少年院の中に悪質な少年が非常に入つて参るといふやうな傾向も出て参ります。また家庭に返されるというやうな場合も出て参ります。その点で、過渡期といつたしましては、その点に非常な混乱が出て参りました。少年院その他におきましていろいろの事故も、さうな点に起因しておる点が非常に多いのでございます。本部といたしましては、この大きな理想を持つた法案の完全なる実施を遂げるまでは、ここ二、三年の間、十八歳以上の

少年の起訴すべき事件につきましては、従来そのまま、検事先議の方法によつて処理することが一番現実に即したやり方でございます。治安の面あるいは收容施設の面、その他において便宜を得るところと考へておる次第でございます。

○武蔵(審)委員 この提案の中にあります、少年保護鑑別所等の施設が十分でないことにかんがみ、代用少年保護鑑別所等を昭和二十八年三月三十一日まで利用し得るやうにする必要があるというものが、提案の御趣旨でございますが、これは一体實際二年後には大体的な通り建物その他收容施設が整備されるお考へになるのか、そのお見込みをお伺ひしたいのであります。

○古橋政府委員 少年保護鑑別所につきましては、今後二箇年間の努力によりまして、大体整備を遂げることができると考へております。ただ多少の支那が非常に各所にござい、ますので、この全部にその支所をつくることのできないもので、勢いそれはある程度設置をしない箇所を残すことになつたさなければならぬと考へておるのでござい、ます。少年院につきましては、なお相当多額の予算を必要といたしますので、再来年度の予算におきましては、よほど御援助を得て予算を獲得しなければ、完全な実施にすることができかねるのでござい、ます。しかし大体二年の期間を置いていただきますれば、少年院、鑑別所とも一応この程度で発足できるやうな準備ができると思ひます。

○武蔵(審)委員 ほんのわずかつけ加えさせていただきますが、岐阜県に、

刑務所に入つておりました婦人ばかりでできております工場があります。それは毛織物工場であります。その工場の成績について、矯正局長はその成績は上つておると思つていらつしやるか、ちよつと余談でござい、ますが、この機会にお尋ねしておきたいと思ひます。

○古橋政府委員 御質問の刑務所は笠松の女子刑務所でございますが、笠松刑務所は、終戦後特に女子受刑者のうちの優秀な者だけを集めて、そこで新しい職業教育を施すといふことを目的にいたしました。しかし昭和二十三年末から発足したと思つてござい、ます。その後施設の増強等をはかりました。施設におきましては、ある程度見るべきものができたのでござい、ます。その矯正教育につきましても、当局として、矯正教育に新しい方法を加えたものとして、相当程度の進歩を示しておるものとして考へておるのでござい、ます。もちろん、不備の点がござい、ますので、その成果は今後の実施にまたなければならぬと考へておるのでござい、ます。現状におきましても、相当程度の進歩した矯正をしておると考へておるのでござい、ます。

○武蔵(審)委員 終ります。

○安部委員 ほかには御質疑はあまりせんか。加藤君。

○加藤(充)委員 不良少年の増加、とりわけ少年による悪質犯罪の増加といふのはまことに困つたことですが、この年齢やあるいは收容期間を延ばすといふことや、あるいはまた刑務所へは入り込んでおくのが適當だけれども、まあしょうがないから二年間延ばす、

隔離するといふやうな方針では、これは根本的な対策ではないと思ひ、ます。この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○古橋政府委員 もちろん矯正保護の本質は隔離ではござい、ません。隔離はその手段としてやつておりますけれども、その実体は、本人を矯正いたしまして、改善して、社会の有用な人として返すために、いろいろの積極的な処遇を與えておるのでござい、ます。御質問の通りだと思ひます。

○加藤(充)委員 先ほどあなたから、少くともこの遠大な理想を持つた少年の矯正教育の方針なり組織なりについて、裁判所側の取扱いが不適當な結果、ます、悪質な少年が町に放されたり、悪質な少年が刑務所には入り込められて、少年の仲間に入れられたりして、どうも困るというふうに聞かれました。お話をあつたのですが、そういう実情なんですか。

○古橋政府委員 新しい少年法が、二十歳までの少年に対して全部少年法を適用いたしましたために、比較的その処分が軽くなつておるのでござい、ます。そしてその結果、中にはさういふ者があるのでござい、ます。その例もあるのでござい、ます。

○加藤(充)委員 そうすると、これはひとつお考へおき願つて、もつと進んだ御方針が聞きたいのですが、二十歳までを少年にするといふこと、十八歳が二十になつたといふこと、これは処分が軽くなつたといふやうな判断をいたすべきでなく、年少者いわゆる少年について、少年らしい処分が當然についてまわる、少年には少年らしい対策を持たなければならぬといふ、少

年法の本質の問題から来ることであつて、年齢が延ばされたために処分が軽くなつたというような御見解は、どうもあたたかい少年法の精神を体した御発言とは私も聞きとれないのです。むしろそういうお考えだとなると、少年法の本質、少年の本質を間違えておるのではないかとすら疑わざるを得ないのでありますが、念を押して聞いております。

○古橋政府委員 私の上げたのは、従来の処分に対して、比較してみれば軽いというぐあいに考えられるので、さうに申し上げたのでございまして、少年法の目的をいたしまして、少年法に規定してあります各種の処分が最も妥当だとしておるのでございまして、ただ施設がそれに伴ひませんために、法のまつたき運用のできないのを遺憾と思つております。

○加藤(充)委員 それから法律案の提案理由の第二の項について、二点お尋ねしておきたいのですが、この延期の問題というようなのは、前にも延ばして来たんじゃないですか。

○古橋政府委員 これはこのたび初めて延期していただくわけです。

○加藤(充)委員 そうすると提案理由の二に書いてある六箇月を限つて年を越しても入院させておくというものは、今度初めて措置なのですか。前にもあつたことなのですか。

○古橋政府委員 初めからこの規定があつたのでございます。ただ期間が延びるわけでございます。

○安部委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、本案はこの程度にとどめます。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律施行法案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案及び有限会社法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし前会に引続き質疑を行います。御質疑はありますか。

○押谷委員 商法の施行法に関する関係で質問をいたしたいと思ひます。

まずその第一点は、この改正商法の施行前にすでに設立されておる会社、いわゆる既存会社であります。この既存会社が改正商法施行後定款を変更しておかなければならない事項、定款を変更せなければ効力のないような事項、たとえば取締役の選任について累積投票によらない旨を定めるとか、あるいは総会の普通決議について定足数を排除すること、こういうような事項で定款をかえなければならぬ、定款に定めなければならぬという事項は、今申し上げた二つのほかにどういうことがあつたか。

○影山政府委員 それらの事項はいずれも任意事項でありまして、そのほかにも、たとえば総会の権限を改正商法二百三十條の二の關係で、業務執行の権限のあるものを株主総会に留保するという規定とか、あるいは取締役会について決議の要件について法律とかわつた定めをするとか、招集期間をどうするとかいうような点があります。

○押谷委員 今御答弁いただいたような相当重要な事項について、この改正商法施行の際に効力を生ずるよう定款の変更をせなければならぬと思ひますが、この既存会社の定款の変更は、ここに提案されております施行法によりまして、改正商法が効力を

生ずる時期に、定款変更の効力が生ずる條件において事前に定款を変更するといふ、こういう形であるものですか。

○影山政府委員 この施行法案の附則の第二項で、そういう形でおやりになれば新法を施行になりました。スミーズに新法の制度へ移行できると考へております。

○押谷委員 この附則第二項で定款の変更をするということになります。ならば、おのずから株主総会の招集であるとか、定款変更のための準備がいろいろあると思ひますが、そういう重要な準備をしなければならぬ關係をにらみ合せますと、ここに出されておりますこの施行法の審議期間とにらみ合せて、一体この施行法の提案がたいへん遅れておるよう思ひますが、どうも、これにつきまして政府はどういうお考を持つていらつしやるのですか。

○影山政府委員 施行法におきましては、なるべく定款の変更を必要としないうで新法に移れるようにいろいろ考慮いたしました。ことにただいま申し上げましたように、定款の変更を必要とするという場合には、おきまして、新法施行前、この商法の一部を改正する法律の附則の第二項、第三項におきまして、こういう定款変更のための特別決議の要件が新法施行の日まで軽減されておりました。そういう軽減された特別決議の方法で、いわば期限付の定款変更ができるようになっておりますので、この附則第二項はそういう点を特に考慮いたしまして、定款変更が容易にできるように考へたつもりでございます。

○押谷委員 附則二項の關係はわかりませんが、ただいま一般経済人、産業人の声を聞きますと、この改正商法の実施に備えて、既存会社が定款を変更する、これに合わない定款をかえるといふための株主総会であり、その他の準備には、この期間が非常に短いので混乱をいたしておる状況であり、それがために改正商法の実施期も延ばしてくれといふような要求さえも出ておるのではありませんが、私どもはできるだけ早い時期において、ただいま提案の施行法の審議を進めたいと思つておりますけれども、この審議期間、またこれが成立と改正商法の実施とにらみ合せまして、政府の提案の時期が非常に遅れておつて、一般の産業人、経済人に迷惑をかけなければならぬような状況であると思ひますが、この点は特に将来御注意を願ひたいと思ひます。

それからいまだ一点お尋ねをしたいのでありますが、株式の額面金額の引上げと旧株券の關係であります。株券の額面が五百円に変更された。こういうような關係から従来の十株券はちよいと一十株券に該当するわけでありまして、五十株券は五株券、百株券は十株券というふうになつて来ると思ひますが、こうした場合において従来の十株券を一株券と訂正して、そのまま流用するといふことは許されるものですか。どうか、お尋ねしたいと思ひます。

○影山政府委員 その点はさしつかえないと思ひます。ただ流通上、十株券を一株券にするという点で、流通上のいさ／＼な危険が生ずるおそれがあり、やうによつては起るかという心配はございます。

○押谷委員 きようはこの程度にとどめておきまして、また次の機会にひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○安部委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、本日はこの程度にとどめます。

次会は明二十四日午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

昭和二十六年四月十六日印刷

昭和二十六年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所